

## 「食品衛生責任者養成講習会」を受講しなくても食品衛生責任者になれる方

- ①都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者
- ②医師
- ③歯科医師
- ④薬剤師
- ⑤獣医師
- ⑥学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
- ⑦栄養士で二年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの
- ⑧都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- ⑨学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者
- ⑩調理師
- ⑪製菓衛生師
- ⑫栄養士
- ⑬船舶料理士
- ⑭と畜場法第7条に規定する衛生管理責任者又は同法第10条に規定する作業衛生責任者
- ⑮食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者